

UAゼンセン 死亡弔慰金・高度障害見舞金

L 会員

S 会員

共済会会員本人およびその家族が死亡したときに、UAゼンセン共済基金から死亡弔慰金が給付されます。また、共済会会員本人が疾病・傷害により高度障害状態になった場合にはお見舞金が給付されます。

- 会員本人が死亡もしくは高度障害状態になった場合 600万円 ※¹

〈本人死亡における給付加算〉 ※²

配偶者 ※³ や扶養家族がいる場合は、次の通り加算されます。高度障害見舞金の場合は加算はありません。

- 配偶者がいる場合 200万円
- 配偶者を除く扶養家族 1 人につき 100万円

※ただし配偶者を除く扶養家族は 2 人が上限。

- 配偶者 ※³ が死亡したとき 100万円 ※¹

- 子女(妊娠 4 か月(85 日)以上満 23 歳未満のお子さま、または会員の収入によって生計を維持していたお子さま)が死亡したとき 20万円

※¹ 本人・配偶者の死亡もしくは高度障害状態になった時の年齢が 66 歳以上の場合、給付金額が異なります。

※² 年齢により、給付制限がある場合があります。

※³ 配偶者には事実婚も含みます。(事実婚の認定には条件がございます)

※ 業務中または組合活動中による死亡については 10 割増になる場合があります。

※ 高度障害状態とは、障害基礎年金・障害厚生年金の 1 級・2 級、もしくは労災保険障害等級の 1 級から 3 級に認定された場合となります。

※ 高度障害見舞金給付後 5 年以内に死亡した場合は、給付加算のみとなります。



共済会にご相談ください。

育英年金

L 会員

共済会会員本人(L 会員)が死亡もしくは障害などで退職したときに給付されます。

扶養者である会員が不幸にして死亡退職となった場合、もしくは障害のため休職期間満了により退職となった場合、健康保険上扶養していたその子女のための育英年金が給付されます。

	未就園児	幼稚園児 保育園児	小学生	中学生	高校生 高専生 専門学校生 短大生	大学生
月額	15,000円	20,000円	20,000円	30,000円	35,000円	35,000円
一時金	—	70,000円	70,000円	80,000円	100,000円	120,000円

●一時金は入園および入学時の 4 月に給付します。

●子女が次のいずれかに該当する事由があったときは、年金の給付を終了します。

- ・満 22 歳の 3 月を迎えたとき。
- ・就職したとき。
- ・結婚したとき。
- ・在学籍が消滅したとき。

(高校卒業後大学等への進学準備期間中は給付されませんが、進学後は給付が再開されます。)

- ・死亡したとき。
- ・養子縁組をしたとき。
- ・死亡した会員の配偶者が結婚したとき など。



共済会にご相談ください。